

令和8年度監査等執行計画

令和8年4月1日
津島市監査委員決定

津島市監査委員は、令和8年度に実施する監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の執行計画を津島市監査基準第7条に基づき、次のとおり定める。

1 基本方針

監査委員が行う監査等は、地方自治法（以下「法」という。）第199条、第233条第2項、第235条の2第1項、第241条第5項、地方公営企業法（以下「公企法」という。）第30条第2項に基づき実施する。

その目的は、地方自治における公正と効率を確保することである。

その目的を達成するため、監査委員は、業務執行が予算及び議会の議決や法令等に基づいて執行されているかに留意し、監査等を行う。監査等は、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いた行政運営全般の適法性、効率性、妥当性の保障を期すものといえることができる。

監査等を実施するにあたり、必要事項を定めるとともに、監査等を終了したときは、報告、意見を決定し、議会及び市長等に提出し、公表する。

また、地方公共団体の財政危機の早期発見と健全化を促すことを目的に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）第3条第1項、第22条第1項に基づき、地方公共団体における財政の健全性を判断するための実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業会計ごとの経営状況を明らかにする資金不足比率を審査する。

2 監査等執行計画

(1) 実施計画

ア 定期監査

・ 財務監査（法第199条第1項・第4項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査を行う。

・ 行政監査（法第199条第2項）

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査を行う。

イ 財政援助団体等に関する監査（法第199条第7項）

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査を行う。

ウ 例月出納検査（法第235条の2第1項）

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査する。

エ 決算審査

・ 一般会計、特別会計、公営企業会計の審査

（法第233条第2項及び公企法第30条第2項）

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査を行う。

・ 基金の運用状況の審査（法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が确实かつ効率的に行われているか審査を行う。

オ 健全化判断比率及び資金不足比率の審査

（健全化法第3条第1項及び第22条第1項）

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査を行う。

(2) 実施方法

ア 定期監査

監査対象部課から事前に提出された監査資料及び諸帳簿等に基づき、事務局職員による照合、質問等の予備監査を行う。

監査当日は予備監査を踏まえ、監査対象部課の長等から監査資料の説明を受けるとともに、監査委員が質疑等を行うことにより監査を行う。

イ 財政援助団体等に関する監査

監査対象団体及び所管課から事前に提出された関係資料及び諸帳簿等について、事務局職員による照合、質問等の予備監査を行う。

監査当日は予備監査を踏まえ、所管課の長等から説明を受けるとともに、監査委員が監査対象団体に出向いて関係者等から説明を求めるなどにより監査を行う。

ウ 例月出納検査

原則として、検査を実施する月の前月分を検査対象とする。

検査の実施にあたっては、事前に事務局職員が事務検査を行う。

エ 決算審査

・ 一般会計、特別会計、公営企業会計の審査

審査に付された次の書類について審査を行う。

審査の実施にあたっては、事前に事務局職員が事務の審査を行う。

令和7年度津島市一般会計歳入歳出決算

令和7年度津島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

令和7年度津島市コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算

令和7年度津島市介護保険特別会計歳入歳出決算

令和7年度津島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和7年度津島市民病院事業会計決算

令和7年度津島市上水道事業会計及び下水道事業会計決算

・ 基金の運用状況の審査

審査に付された次の書類について書面審査を行う。

審査の実施にあたっては、事前に事務局職員が事務の審査を行う。

令和7年度津島市基金運用状況

オ 健全化判断比率及び資金不足比率の審査

審査に付された健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行う。必要に応じて関係機関から聞き取りを行う。

審査の実施にあたっては、事前に事務局職員が事務の審査を行う。

(3) 実施時期

監査等の実施時期は次のとおりとする。

対象の機関ごとの実施日程は、原則として実施時期の前々月の末日までに定め、関係機関に通知する。

なお、年間の計画は、別紙1「令和8年度監査等実施計画」のとおりとする。

ア 定期監査

令和8年10月上旬から令和9年2月上旬までの間

イ 財政援助団体等に関する監査

令和8年10月上旬から令和9年2月上旬までの間

ウ 例月出納検査

令和8年4月下旬から令和9年3月下旬までの間

エ 決算審査

- ・ 一般会計、特別会計、公営企業会計の審査

令和8年6月下旬から令和8年7月下旬までの間

- ・ 基金の運用状況の審査

令和8年6月下旬から令和8年7月下旬までの間

オ 健全化判断比率及び資金不足比率の審査

令和8年6月下旬から令和8年7月下旬までの間

(4) 提出を求める資料等

「別紙2」による。

(5) 定期監査及び財政援助団体等に関する監査機関（団体）

実施する対象は、別紙3「令和8年度に実施する定期監査等機関一覧」のとおりとする。

ア 定期監査

市の全部局を対象に、2年に一度監査を行う。

ただし、小中学校、保育所等は、過去の監査の実施状況を勘案して、抽出して監査を行う。

イ 財政援助団体等に関する監査

- ・ 公の施設の指定管理者

監査委員が必要であると認めるときは、公の施設を管理する期間内の指定管理者を対象として、過去の監査の実施状況を勘案して、抽出して監査を行う。

- ・ 補助金等交付団体

監査委員が必要であると認めるときは、補助金等の交付額が800万円以上の団体を対象として、過去の監査の実施状況を勘案して、抽出して監査を行う。

- ・ 出資団体

監査委員が必要であると認めるときは、市の出資割合が1/4以上の団体を対象とし、監査を行う。

(6) 定期監査の重点事項

定期監査の実施にあたっては、次の着眼点に沿って行うものとする。

・ 監査の着眼点

収入及び支出に係る事務は適切に行われているか。

契約に関する事務は適切に行われているか。

財産の管理に関する事務は適切に行われているか。

補助金等の交付は適切に行われているか。

前回の定期監査における指摘事項等は改善されているか。

3 監査等の結果の取扱い

監査の結果は法第199条第9項等によりその報告を議会及び市長等に、検査の結果は法第235条の2第3項によりその報告を議会及び市長に、決算審査の結果は法第233条第4項、公企法第30条第5項によりその意見を市長に提出する。なお、定期監査の結果は監査対象課長等にも通知する。

また、健全化判断比率審査及び資金不足比率審査の結果は、健全化法第3条第2項、第22条第3項によりその意見を市長に提出する。

令和8年度監査等実施計画

「別紙1」

1 監査・審査等

例月出納検査		定期監査		財政援助団体等監査	決算審査等			
4月	会計課	/		/	/			
5月	病院・水道 会計課							
6月	病院・水道 会計課							
7月	病院・水道 会計課						6月下旬～ 7月下旬	一般会計・特別 会計・基金・企 業会計
8月	病院・水道 会計課							
9月	病院・水道 会計課						10月上旬～ 翌年2月上旬	
10月	病院・水道 会計課							
11月	病院・水道 会計課							
12月	病院・水道 会計課							
1月	病院・水道 会計課							
2月	病院・水道 会計課							
3月	病院・水道 会計課	/		/				

提出を求める資料等（帳簿等を除く）

「別紙2」

監査等の種類	提出書類
定期監査	1 定期監査資料 (1) 職員の状況、会計年度任用職員の状況及び事務分担表 (2) 懸案事項その他特に苦心する事業の概要 (3) 留意（指摘）事項措置状況調 (4) 時間外勤務状況調 (5) 年次有給休暇取得状況調 (6) 公有財産の貸付及び目的外使用等状況調 (7) 業務委託契約状況調 (8) 指定管理者状況調 (9) 使用料及び賃借料契約状況調 (10) 請負工事調 (11) 物品購入状況調 (12) 修繕契約状況調 (13) 負担金補助及び交付金調 (14) 歳入予算差引簿 (15) 歳出予算差引簿 (16) その他特に指定するもの
財政援助団体等監査	1 財政援助団体等監査資料 (1) 財政援助団体等監査資料 ① 組織及び事業の概要調書 ② 補助金交付状況調書 ③ 補助金執行内訳調書 ④ 業務委託請負状況調 ⑤ 公の施設の指定管理状況調 (2) 公の施設の指定管理者監査資料 2 その他特に指定するもの
例月出納検査	1 出納関係調書内訳 (1) 一般会計及び特別会計 ① 会計別収支計算書 ② 歳入歳出外現金計算書 ③ 基金に属する現金預金計算書 ④ 現金、預金現在額調書 ⑤ 一時貸付金状況調書 ⑥ 財政調整基金繰替運用状況調書 ⑦ 一時借入金状況調書

監査等の種類	提出書類
	⑧ 歳入、歳出月計表 (2) 公営企業会計 ① 業務状況報告書 ② 月次合計残高試算表 ③ 資金予算表 ④ 予算執行状況表 ⑤ 建設改良事業契約状況表 ⑥ 主な支出（一件30万円以上） 2 検査実施の都度指定する収支証拠書類
決算審査	1 一般会計及び特別会計 (1) 歳入歳出決算書 (2) 法定附属書類 ① 歳入歳出決算事項別明細書 ② 実質収支に関する調書 ③ 財産に関する調書 (3) その他附属書類 ① 預金現在高証明書 ② その他特に指定するもの ア 決算に係る所管課業務の総括 イ 歳入予算執行状況 ウ 業務委託契約状況 エ 指定管理者状況 オ 使用料及び賃借料契約状況 カ 工事請負契約状況 キ 公有財産購入状況 ク 物品購入状況 ケ 修繕契約状況 コ 負担金補助及び交付金状況 サ 事業別歳出予算執行状況 他

監査等の種類	提出書類
決算審査	2 公営企業会計 (1) 各種事業決算 ① 決算報告書 ② 損益計算書 ③ 剰余金計算書又は欠損金計算書 ④ 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書 ⑤ 貸借対照表 (2) 事業報告書 (3) 法定附属書類 ① キャッシュ・フロー計算書 ② 収益費用明細書 ③ 固定資産明細書 ④ 企業債明細書 (4) その他の附属書類 ① 預金現在高証明書 ② その他特に指定するもの
基金の運用状況の審査	1 基金運用状況調書 2 その他特に指定するもの
健全化判断比率及び資金不足比率の審査	1 決算における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類 2 決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
上記以外の監査	監査等を実施する都度指定

令和8年度に実施する定期監査等機関一覧

「別紙3」

1 市長部局

部局	対象課	本年度実施	前回実施
総合政策部	企画政策課	—	R7
	秘書広報課	—	R7
	人事課	—	R7
	危機管理課	—	R7
総務部	総務デジタル課	○	R6
	財政課	○	R6
	税務課	○	R6
	収納課	○	R6
市民生活部	市民協働課	—	R7
	人権推進課	○	R6
	南文化センター	○	R6
	市民課	—	R7
	神守支所	—	R7
	神島田連絡所	—	R7
	生活環境課	○	R6
福祉部	福祉課	—	R7
	高齢介護課	—	R7
	保険年金課	—	R7
こども健康部	子育て支援課	○	R6
	幼児保育課	○	—
	新開こども園	—	R5
	共存園保育所	—	R7
まちづくり推進部	健康推進課	—	R7
	都市計画課	○	R6
	まちづくり事業課	○	—
	都市整備課	○	R6
市民病院	観光・プロモーション課	○	—
	海部地域消費生活センター	○	R6
看護専門学校	管理課・医事課・ 戦略企画室・地域医療センター	○	R6
	看護専門学校事務局	—	R7
13機関（16課・2施設）			

2 上下水道部

上下水道部	管理課・工務課	○	R6
1 機関（2課）			

3 教育委員会

部局	対象課	本年度実施	前回実施
教育委員会	学校教育課	○	R6
	学校給食共同調理場	○	R6
	東小学校	—	R4
	西小学校	—	R5
	南小学校	—	R5
	北小学校	—	R3
	神守小学校	—	R7
	神島田小学校	○	R2
	蛭間小学校	—	R6
	高台寺小学校	—	R7
	天王中学校	○	R2
	神守中学校	—	R3
	藤浪中学校	—	R4
	暁中学校	—	R6
	社会教育課	○	R6
	神島田公民館	○	R6
	生涯学習センター	○	R6
4 機関（2課5施設）			

4 消防本部

消防本部	総務課・予防課・ 消防署・消防救急課	○	R6
1 機関（4課）			

5 会計管理者

会計管理者	会計課	—	R7
0 機関			

6 委員会等

監査委員	監査事務局	—	R7
0 機関			

7 議会事務局

議会事務局	議事課	—	R7
0 機関			

7 財政援助団体等

・公の施設の指定管理者

担当課	施設名	指定管理者	指定年数	指定期間	本年度実施	前回実施年度
総務 デジタル課	文化会館	津島市文化会館指定管理者 共同事業体	5年	R4.4.1 ~ R9.3.31	—	R2
市民 協働課	西地域防災 コミュニティセンター	西小学校区コミュニティ推 進協議会	4年	R8.4.1 ~ R12.3.31	—	—
	大崎会館	西小学校区コミュニティ推 進協議会	4年	R8.4.1 ~ R12.3.31	—	—
生活 環境課	斎場	つしま斎苑管理グループ	5年	R8.4.1 ~ R13.3.31	—	R6
高齢 介護課	老人福祉センター	コニックス株式会社	5年	R6.4.1 ~ R11.3.31	—	H30
	神島田祖父母の家	コニックス株式会社	5年	R6.4.1 ~ R11.3.31	—	H30
子育て 支援課	中央児童館	株式会社日本保育サービス	5年	R6.4.1 ~ R11.3.31	—	R4
	東こどもの家	特定非営利活動法人放課後 のおうち	6年	R3.4.1 ~ R9.3.31	—	R5
	西こどもの家	特定非営利活動法人放課後 のおうち	6年	R3.4.1 ~ R9.3.31	—	R5
	南こどもの家	特定非営利活動法人放課後 のおうち	6年	R3.4.1 ~ R9.3.31	—	R5
	北こどもの家	特定非営利活動法人放課後 のおうち	6年	R3.4.1 ~ R9.3.31	—	R5
	神守こどもの家	特定非営利活動法人放課後 のおうち	6年	R3.4.1 ~ R9.3.31	—	R5
	蛭間こどもの家	特定非営利活動法人放課後 のおうち	6年	R3.4.1 ~ R9.3.31	—	R5
	高台寺こどもの家	特定非営利活動法人放課後 のおうち	6年	R3.4.1 ~ R9.3.31	—	R5
	神島田こどもの家	特定非営利活動法人放課後 のおうち	6年	R3.4.1 ~ R9.3.31	—	R5
健康 推進課	津島地区医療センター	一般社団法人津島市医師会	5年	R6.4.1 ~ R11.3.31	—	—
社会 教育課	親愛集会所	大政地区総代会	3年	R6.4.1 ~ R9.3.31	—	—
	永楽集会所	永楽町3丁目町内会	3年	R6.4.1 ~ R9.3.31	—	—
	図書館	特定非営利活動法人まちづ くり津島	5年	R6.4.1 ~ R11.3.31	○	H25
	児童科学館	岩間造園株式会社	4年	R5.4.1 ~ R9.3.31	—	R3
	錬成館	岩間造園株式会社	4年	R5.4.1 ~ R9.3.31	—	R3
	市営球場	岩間造園株式会社	4年	R5.4.1 ~ R9.3.31	—	R3
	市営庭球場	岩間造園株式会社	4年	R5.4.1 ~ R9.3.31	—	R3
	総合プール	岩間造園株式会社	4年	R5.4.1 ~ R9.3.31	—	R3
	葉苺スポーツの家	岩間造園株式会社	4年	R5.4.1 ~ R9.3.31	—	R3
	東公園	岩間造園株式会社	4年	R5.4.1 ~ R9.3.31	—	R3
都市 計画課	天王川公園	天王川パークマネジメント	9年	R5.4.1 ~ R14.3.31	—	R7
観光・プロモ ーション課	てんのうびあ及び みなくるパーク	津島市シビックプライド醸 成拠点共同事業体	10年	R8.4.1 ~ R18.3.31	—	—
	観光交流センター	津島市シビックプライド醸 成拠点共同事業体	10年	R8.4.1 ~ R18.3.31	—	R1
1 機関（1施設）						

・補助金等交付団体

担当課	団 体 名	本年度 実施	前回 実施 年度
福祉課	津島市社会福祉協議会	—	R7
高齢介護課	津島市シルバー人材センター	—	R6
社会教育課	津島市スポーツ協会	—	H28
〇 機関			